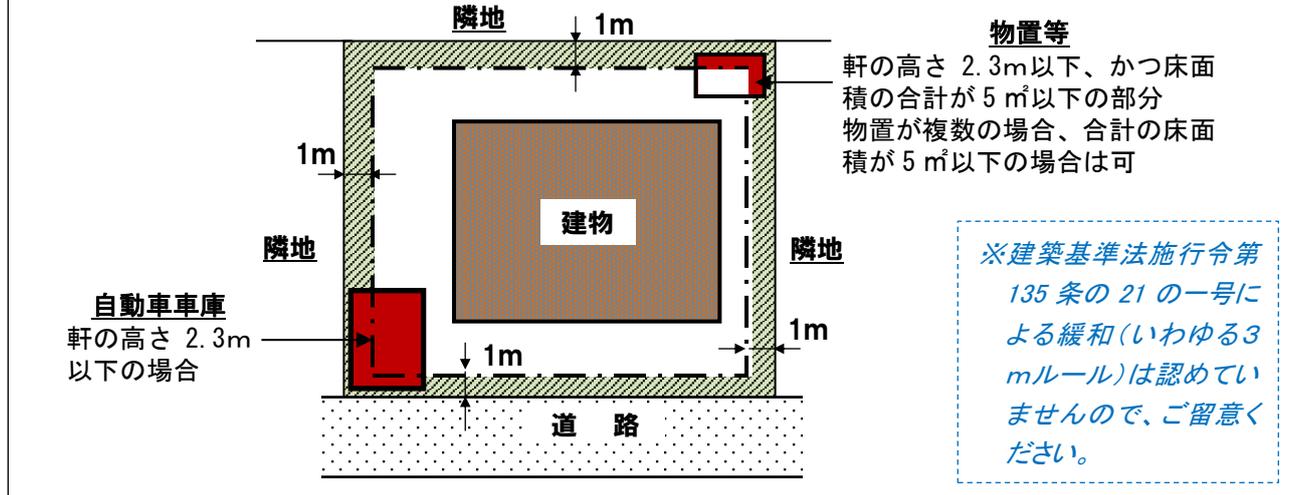


(4)壁面の位置

建築物の外壁又はこれに代わる柱、出窓、バルコニー等の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は1m以上とします。

道路に面した部分の緑化スペースの確保や、通風、採光の確保、延焼防止のため、壁面等の位置の制限を定めます。

ただし、以下に示すような建築物及び建築物の部分は、この限りではありません。

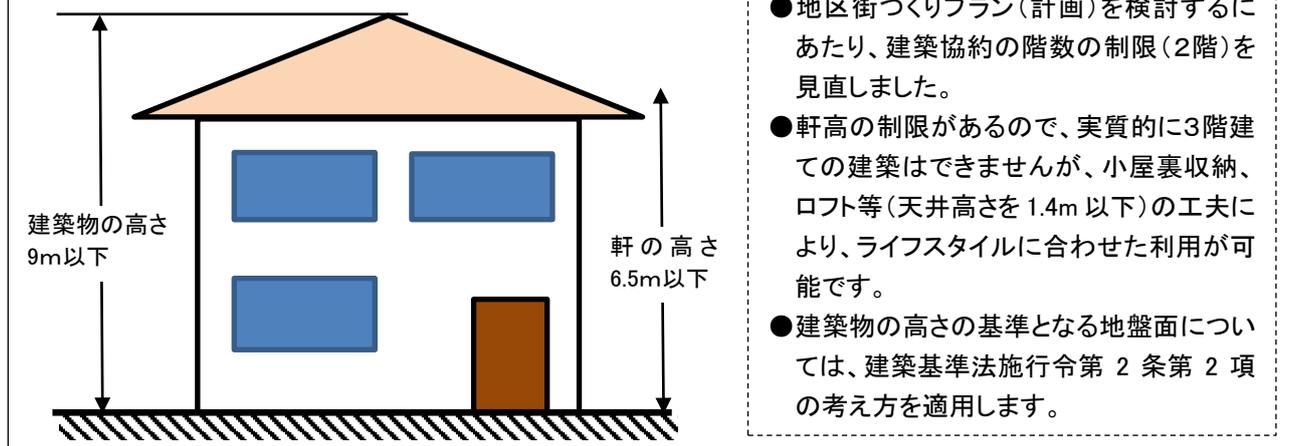


(5)建築物等の高さ

建築物の高さは、地盤面から9m以下、軒高は6.5m以下とします。

低層の建築物によって形成されてきた街並みを維持するため、建築物等の高さを地盤面から9m以下、軒高は6.5m以下とします。

なお、階数の制限は行っていません。



適用の除外

地区街づくりプラン(計画)の告示以前に建築された建築物(工事中のものを含む)で、前記の(1)、(4)、(5)に適合しない場合はこの規定は適用しませんが、告示以降に増築、改築を行う部分については適合させる必要があります。